



はじめに

今年は、猛暑、豪雨などの異常気象や地震など、自然環境にまつわるニュースが多く取り上げられた1年でした。

地球規模で起きている環境の変化や、異常気象の原因のひとつと言われている地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる緊急課題となっています。

昨年末に開催されたCOP21 においては、パリ協定が採択され、発展途上国も含めた全ての国で温暖化対策を前進させていくことになりました。また、日本政府は、平成 42 年度(2030 年度)までに平成 25 年度(2013 年度)比で温室効果ガス排出量を 26%削減するという目標を示しています。今、私たちに求められていることは、一人ひとりが環境問題に真摯に向き合い、できることを考え、実践していくことです。

本市では、地球温暖化対策の取り組みとして、「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」や「第3期城陽市エコプラン」をもとに、公共施設への太陽光発電設備の導入などを積極的に進めています。

また、「城陽市環境基本条例」に基づく「環境基本計画」を策定し、市・市民・市民団体・事業者が協力・協働して環境負荷の少ない、自然と人が共生する循環型社会の実現に向けた取り組みを行っています。

そして、環境に関する市民参加・交流の場として設立された「城陽環境パートナーシップ会議」も発足から14年をむかえ、市民参加型事業や環境出前講座、城陽市環境フォーラムをはじめとする環境イベントの実施など、精力的な活動が展開されています。

本市では、「豊かな自然、住み良い環境」をめざして、市民・市民団体・事業者の皆様方の声をよくお聞きし、対話を重視した取り組みを進めてまいりたいと考えております。今後とも、各種環境施策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、本市の環境の現状や環境保全などに向けた施策を「城陽市環境報告書」として取りまとめたものです。本市の環境行政に対するご理解を深めていただく一助として、この報告書がお役に立つことができれば幸いに存じます。

平成 28 年(2016 年) 12 月

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市章



城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。

町制施行4周年を機に制定されました。

昭和30年(1955年)4月26日制定

(昭和47年(1972年)5月3日市制施行に伴い町章を市章とした。)

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の遺し
た文化を育み、平和でかがやかしい城陽の未来を創造するために
わたくしたち城陽市民は

1. 自然を生かし 美しい緑を育てましょう
1. 教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
1. 心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
1. 隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
1. 秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

(昭和57年11月7日制定)

環境を守り育てる市民の誓い

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、緑あふれる山、豊かな水、これら自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきました。

私たちは、多くの先人たちの努力により守られてきたこの貴重な財産を、より良い形で将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今、環境の問題を正しく認識し、何をすれば良いかを考え、身近なことから行動することが大切です。

そこで、私たちは、城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、みんなで力を合わせて、良好な環境を守り育てることを誓います。

平成15年10月25日

城陽環境パートナーシップ会議